産後パパ育休の概要

令和４年 10 月より**「出生時育児休業」（産後パパ育休）**が新設されました！

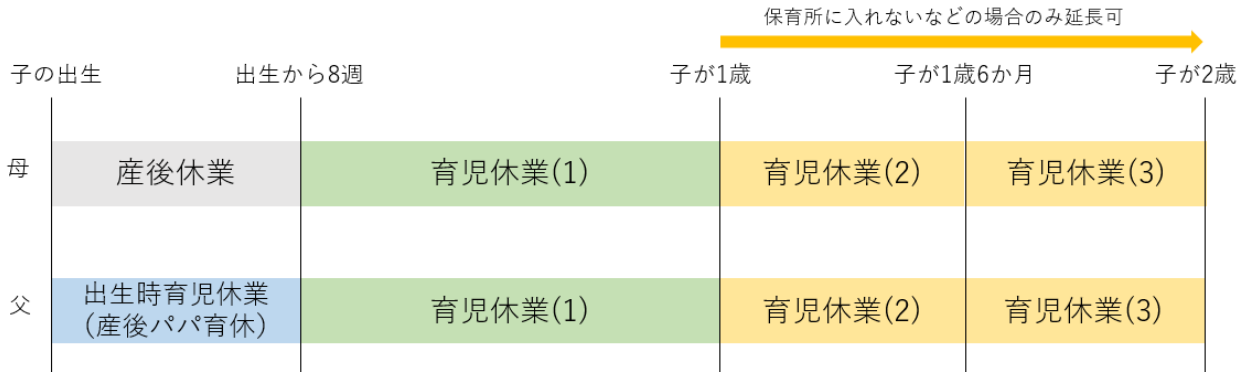

育児休業そのものは、現在、上図のように子供が２歳になるまで取得できます

【分割取得のルール・期間】

	産後パパ育休 （8 週間以内）	育児休業 （上図育児休業(1)）
分割可能回数	2 回まで	2 回まで
会社に申し出るタイミング	初回に 2 回分をまとめて申し出	都度申し出
	開始予定日の 1 週間前まで （繰り上げ変更可）	開始しようとする 1 か月前まで
取得可能期間	合計 28 日間が上限	原則、子が 1 歳に達するまで 保育所に入所できない等の場合２歳

産後パパ育休は、子の出生から 8 週間以内に合計 **28 日間を上限**として最大 2 回まで分割取得できます。令和 4 年 10 月より「育児休業」も分割取得可能になりました

【取得例】

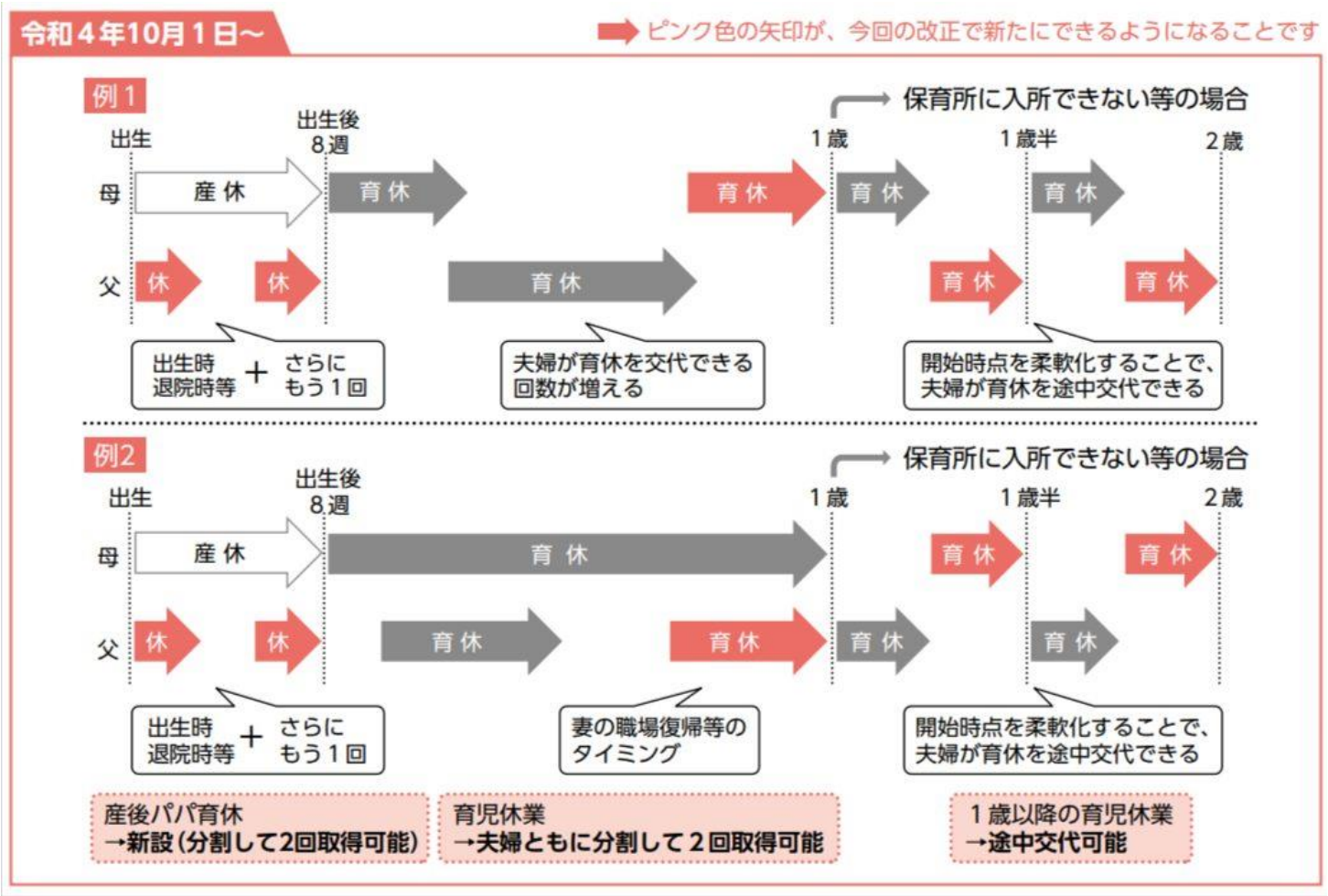

育児休業が分割取得できるようになったことに伴い、周辺制度にも改正が入りました。免除要件に下記②③が追加されました。

① その月の末日が育児休業期間中の場合（※改正前の免除要件）

② ①を満たさなくとも、同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その日数が 14 日以上の場合

③ 賞与にかかる保険料については、連続して 1 か月を超える育児休業を取得した場合に限り免除

※社会保険料免除、育児休業給付金いずれも申請が必要な手続きです。申請漏れのないようにお気を付けください。

有限会社
ケアプランナー横手